

公金
横領

市長への処分 修正

インターネットで委員会の様子を誰でも視聴することができます。流山市議会HP→議
会中継→委員会中継→総務委員会→H26年6月16日の順で検索してください。

報酬減額期間を『6月間』に延長

6月16日に開催された6月市議会総務常任委員会。公金横領事件を受けた市長及び副市長への処分（報酬減額10分の1、3月間）議案が審査されました。小田桐市議は、①5年間で2度も公金横領事件であること、②横領金額716万円に対し、行政処分の報酬減額の効果がわずか13%（93万円）であること、③再発防止と市民への信頼回復に全庁一丸となった取り組みを強める立場から、『3月間』を『6月間』に延長する『修正案』を提案。賛成3（共産、誠和会、公明）・反対3（流政会2名、市民クラブ）と可否同数となり、委員長採決で『可決』と決定しました。残念ながら、委員会では修正内容に反対する討論はありませんでした。報酬減額の効果については裏面を参照してください。

市民参加の第3者委員会の設置を

小田桐市議の質疑で、7～9月の減額処分では市長への夏冬一時金に減額影響がないことが判明。他の委員からもため息が聞かれました。

また、「市民から「身内に厳しい」という評価を得られる処分内容なのか」という問いには、「市長本人の決定」というだけにとどまりました。

さらに、出張所での公金取り扱い状況から「600万円もの巨額な入金が遅れが生じて、「初めて知った」というのはおかしい。関係者へ更なる聞き取りをすべき」「5年前同様、第3者委員会を開催し、市民も参加させるべき」と提起。しかし、市当局は「発覚時期は（横領した）個人の説明」「市長から指示はなく、再調査も、第3者委員会の設置もしない」と答弁しました。

小田桐市議の質疑概要：①行政処分の妥当性（何故市長の報酬減額は3月間なのか、行政処分による『減額効果』と横領総額との対比、元部長を義務違反とした内容の信ぴょう性等）、②市組織の問題点（内部通報制度の運用状況、使いやすい仕組みづくり、公金マニュアルの活用状況、関係者への再調査の必要性、文書訓告となった職員の妥当性等）、③再発防止に向けた具体的取り組み（市民も含めた第3者委員会の設置の必要性、市民まつり実行委員会の資金管理と委員会への謝罪、出張所における公金の流れと今後の対策等）



日本共産党市議会議員

小田桐たかし

【報酬減額の効果】

出張所時代の公金入金の遅れを知らず、副市長への報告を怠った元部長への行政処分（報酬減額）10%の減額×6月間＝▲418,883円……A

3月間の場合 合計（①+②） ▲516,390円 ……B

……①´
……②´

6月間の場合 合計（①´+②´） ▲1,032,780円 ……B´

● 12月期末手当の減額影響額

職名	12月通常期末手当額	減額後期末手当額	差額
市長	2,401,711円	2,161,540円	240,171円
副市長	2,073,839円	1,866,455円	207,384円

……③
合計（③+④） ▲447,555円 ……C
……④

(①´+③)
(②´+④)

合計	
3月間の場合（A+B）	▲93万5273円
6月間の場合（A+B´+C）	▲189万9218円